

令和2年4月緊急議会議案一覧

議案番号	件名
報告 2	専決処分事項の報告について（豊明市税条例等の一部改正）
報告 3	専決処分事項の報告について（豊明市都市計画税条例の一部改正）
報告 4	専決処分事項の報告について（豊明市国民健康保険税条例の一部改正）
議案 3 2	令和2年度豊明市一般会計補正予算（第2号）について

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年4月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第2号

豊明市税条例等の一部を改正する条例の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和2年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市税条例等の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「にあっては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「国が埋立し」を「国が埋立て」に、「、同項第2号」を「同項第1号」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとする

ときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条の3第9項中「第67条の2」を「第67条の4」に、「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改め、同条第10項中「固定資産税標準」を「固定資産税の課税標準」に、「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第57条の4の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

第119条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第 1 2 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 3 条の 3 中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 5 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 2 2 条中「平成 3 5 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 豊明市税条例の一部を改正する条例（令和元年豊明市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、豊明市税条例第 2 6 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

附則第 1 条第 3 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(豊明市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 豊明市税条例等の一部を改正する条例(平成27年豊明市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 豊明市税条例等の一部を改正する条例(平成29年豊明市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号及び第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第3条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年

度」に改める。

第6条 豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年豊明市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年4月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第3号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和2年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和４７年豊明市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２２項から第２４項まで、第２６項、第２８項から第３１項まで、第３３項又は第３４項」を「第３４９条の３第９項から第１１項まで、第２１項から第２３項まで、第２５項、第２７項から第３０項まで、第３２項又は第３３項」に改める。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第５項の前の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項から第９項までの規定中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１０項の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１２項及び附則第１３項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１６項中「、第１９項、第２１項から第２５項まで、第２７項、第２８項、第３２項、第３６項、第４０項、第４３項から第４５項まで若しくは第４８項から第５０項まで」を「から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」に、「第３４項」を「第３３項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１８項（見出しも含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊明市都市計画税条例（次条において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年4月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和2年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 3 2 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3, 5 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 3 9 9, 2 8 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	302,880	23,520	326,400
計	432,880	23,520	456,400

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	23,520	財政調整基金繰入金 23,520 増

歳 出

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	52,102	3,520	55,622	10. 需用費	20
				消耗品費	20
				11. 役務費	80
				通信運搬費	80
				18. 負担金、補助及 び交付金	3,420
計	177,220	3,520	180,740		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	107,400	20,000	127,400	18. 負担金、補助及 び交付金	20,000
計	190,934	20,000	210,934		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 農業総務事務事業	3,520				3,520	消耗品費 20 増 通信運搬費 80 増 お米で子どもサポート事業負担金 3,420
計	3,520				3,520	
	3,520				3,520	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	20,000				20,000	経済環境適応資金信用保証料助成金 20,000
計	20,000				20,000	
	20,000				20,000	